大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第二十八卷　第三號

昭和四年三月一日發行

論叢

電氣稅論……法學博士　神戸正雄

總合社會學概念……文學博士　米田庄太郎

財産生命保險……經濟學博士　小島昌太郎

說苑

最近の諸國幣制改革の傾向……經濟學士　島本融

美濃國騷擾史……經濟學士　黑正巖

大阪爲替會社の業務……經濟學士　菅野和太郎

雜錄

ワーゲマン教授の『景氣變動論』……經濟學士　谷口吉彦

通貨主義とリカードの貨幣論……經濟學士　有井活

地方費に對する國庫補助……經濟學士　安田元七

東京市財政十年計畫……經濟學博士　汐見三郎

（禁轉載）

時は其の恢復を疑はれつゝあつたが、國民及び市民の努力の結果、今や更生の道をたどりつゝあるのは喜ばしい事である。然れども關東大震災は東京市の凡ての方面に震ふべき影響を與へたのである。特に東京市の財政は他の大都市のそれに比すれば非常なる窮迫を告げてゐる。從て東京市の問題は各方面に横はつてゐるが、特に東京市財政の改革が、東京市にとり必要欠くべからざる問題となつてゐるのである。

市來市長は、其の就任以來、東京市政の各方面に改革の手を加ふべく豫期せられてゐたのであつたが、特に財政方面については其の手腕を期待せられたのである。現に財務局を設けて局長を專任し、收納課を新設して財政機關の組織をとゝのへたるが如き、凡て財政第一主義の表現なりと言はねばならぬ。但し昨年度は就任早々とて暫定的の豫算の編成を以て滿足せざるを得なかつたのであるが、今年に入り比較的永久性を有する財政計畫を確立する事となつたのである。市來市長及び今村財務局長の手になる東京市財政十年計畫が

東京市財政十年計畫

汐見三郎

一

東京市は關東大震災の結果、多大の損害を蒙り、一

即ち之である。此の大計畫を紹介するに先だち、東京市の財政の現狀を明らかにしたい。東京市の財政は普通經濟と特別經濟とよりなる。特別經濟の主なるものは水道經濟と電氣軌道經濟と電氣供給經濟と乘合自動車經濟との四つであるが、尙其の外に公衆食堂・質屋・勞働賃金立替及就職旅費貸付資金・公債償還金・職員貸付金・火災共濟金・用品及工場・復興建築貸付資金・土地區劃整理清算金・養育院・高速鐵道事業・電氣研究所・電氣事業減債金・電氣事業工場勘定及貯藏物品の十四の特別經濟を數へるのである。東京市政調査會の計算によれば、昭和三年度に於ける東京市の豫算額は繰入金、繰越金を除きたる純計に於て歲入は二億七千八百五十萬圓、歲出は二億八千九十三萬圓に上つてゐる。相當巨額の金額なりと言はねばならぬ。而も震災の後をうけ、經費は徒らに膨脹し、他方市民負擔力は根本的に破壞せられたるが故に、此の巨額の歲入歲出を擁する事は反つて財政の窮乏せる事を反證してゐるのである。玆に東京市財政の根本的整理方策を確立する必要を生じたのである。かの昭和三年十二月末に樹立せられし財政十年計畫なるものは、此の要求を滿足すべく生れたのである。

二

東京市財政十年計畫は普通經濟と水道經濟と電氣軌道經濟と電氣供給經濟と乘合自動車經濟との五つに分れてゐる。こゝには專ら普通經濟につき說明を加へる。

東京市の現實の財政を研究するにあたり、重要なる問題は震災復興事業の財源たる國庫預金部借入金並びに公債である。其の利子支拂ひについては昭和三年度分までは政府の補給を得たのであるが、復興事業の完成すると共に昭和四年よりは利子補給が打ち切られる事となつてゐる。然しこれでは東京市の財政は到底立ち行かないから、今後も引續き政府の補給を受くる事として財政計畫を立てたのである。

復興復舊に要する市債の利子支拂は從前通り政府に仰ぐとしても、(一)歲入欠陷の補塡、(二)既定市債費の增

加、(三)經費の一般的膨脹、(四)新規事業の爲めにする市債費の增加等があるから、經費の膨脹は避け難き勢ひとなつてゐるのである。

第一の歲入欠陷額は昭和三年までに千七百萬圓に達してゐる。歲入欠陷あるに拘らず、現金支出を繼續し得たのは、公債及び借入金に於て事業費の支出程度以上の收入を圖り、又は他經濟より繰替借をなし、或は國庫補助金の前渡しを受くる等、あらゆる便宜的手段を講じたる結果である。然るに事情の變更はかゝる變態的方法の永續をゆるさず、茲に根本的補塡方法を必要とするに至つたのである。

第二の既定市債費は年々增加して昭和二年度の六百萬圓より昭和三年度の千四百萬圓となり、昭和八年度には二千百萬圓と云ふ最高額を示してゐる。勿論既定市債費の全部は東京市の負擔し得る所でなく、引續き政府の補給を仰ぎ得るかも知れない。然れども公募債の元金の償還は如何に考へても市費を以て支辨する事となるのである。

第三、經費の一般的增加の原因としては、他の都市と同じく(1)時勢の進運に伴ふ經費の增加と(2)國家事務を市町村又は其の理事機關に委任するによる經費の增加とを擧げる事が出來る。然し東京市獨特の事情としては、(3)復興復舊事業の完成の結果として、市が負擔すべき經常費が增加する事を考へねばならぬ。

第四に新規事業の爲めにする市債費の增加を數へねばならぬ。新規事業として擧ぐべきは、(1)路面改良事業、(2)東京都市計畫第三期下水道改良事業、(3)東京都市計畫街路修築事業、(4)江戸川改修事業、(5)東京港修築事業、(6)第一期枝川改修事業、(7)屠場建築事業、(8)市廳舍建設事業が之である。

此等の經費を支辨する爲めの對策としては、(一)既定經費の緊縮節約をなす事、(二)稅外收入の增加を圖る事、(三)市稅の增收を圖る事が擧げられてゐる。

第一、既定經費の緊縮は此の際徹底的に斷行し、人件費及び物件費に渡り、約四百萬圓を捻出するのである。

第二、税外收入としては私有地の賃貸料を引上ぐる事によつて、昭和四年度に十七萬圓を得、其の後漸次增加して十年目には百五十萬圓を增徵する事となつてゐる。

第三は市税の增徵であつて、增税新税の方法により六百十萬圓を得んとするのである。此の點は第三項に於て詳述する。

以上普通經濟に關する說明を加へたのであるが、水道經濟・電氣軌道經濟・電氣供給經濟・乘合自動車經濟についてもそれ〴〵十年計畫が樹立せられてゐる。此等各經濟に關する昭和四年度以降收支概計表を擧ぐれば次の如くである。

種別／年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	計
普通經濟 收入	九一、三七二 千円	六〇、八三四 千円	六四、一八七 千円	六八、九四四 千円	七二、三五五 千円	七二、三三六 千円	七二、九六六 千円	七二、八九一 千円	七四、四一九 千円	七五、三五二 千円	七三六、〇三六 千円
普通經濟 支出	九一、三七二	六〇、八三四	六四、〇六八	六八、七四五	七二、二九五	七二、〇四二	七二、三九	七二、一九二	七四、一九三	七五、六九二	七三五、六九五
普通經濟 差引過△不足	—	—	一二九	一九五△	七四二	二六五	七二七△	三〇一	二三六△	一五六	三六七
水道經濟 收入	一六、〇二七 千円	一六、九一三 千円	一七、六二〇 千円	一八、六二七 千円	一八、五二三 千円	二〇、四七三 千円	二〇、三八〇 千円	一八、八一七 千円	一四、一五二 千円	一三、六二四 千円	一七二、六六六 千円
水道經濟 支出	一六、〇二七	一六、九一三	一七、六二〇	一八、六二七	一八、五二三	二〇、四七三	二〇、三八〇	一八、八一七	一四、一五二	一四、一三二	一七四、七六三
水道經濟 差引過△不足	—	—	—	—	—	—	△六〇五	△三九九	△一七七	△四二六	△一、九九七
電氣軌道經濟 收入	三八、二七二 千円	三六、六三三 千円	三七、〇二九 千円	三二、八七八 千円	三二、七二九 千円	三二、五六九 千円	三二、四一二 千円	三二、二五四 千円	三二、〇九八 千円	三〇、九四二 千円	三三二、八五四 千円
電氣軌道經濟 支出	三八、二七二	三六、六三三	三七、〇二九	三二、八七八	三二、七二九	三二、五六九	三二、四一二	三二、二五四	三二、〇九八	三〇、九四二	三三二、八五四
電氣軌道經濟 差引過△不足	—	—	△一、六五九	△四、三八四	△四、三五六	△四、五六七	△四、四二六	△四、五五九	△四、二八二	△四、三四五	△三、五七八

	電氣併給經濟					乘合自動車經濟		
	收入	支出	差引過△不足	收入	支出	差引過△不足
	三、六六九千円	三、〇六九千円		六、〇九二千円	六、〇六〇千円	三二
	九、五五五千円	九、四三三	二〇	六、九三八千円	六、八五〇	八八
	九、五五五千円	九、三四七	二三	七、七七七千円	七、六一〇	一八七
	九、五五五千円	九、三六〇	三〇八	八、六六七千円	八、四四〇	三二七
	九、五五五千円	九、三五九	一九五	九、五四八千円	九、〇八九	四五九△
	九、五五五千円	九、五六六	一九六	九、五一〇千円	九、七一〇	二六〇△
	九、五五五千円	九、五五九	二九	一〇、五三九千円	一〇、六三九	一〇〇
	九、五五五千円	九、五二一	三六	一一、一七七千円	一〇、四〇一	七七六
	九、五五五千円	九、五二一	三四	一一、三三〇千円	一〇、七五〇	七八〇
	九、五五五千円	九、五二一	三四	一一、四六五千円	一〇、七四〇	七二五
	一〇一、一七八千円	一〇〇、一三四	九四四	九三、〇四三千円	九〇、一二〇	二、八二三

以上、東京市財政十年計畫を普通經濟を中心とし特別經濟の大體にわたり說明したのであるが、茲には特に市稅の增徵による歲入の增加の方面に問題を限局して研究を進める。思ふに市稅の增徵は經常收入の增加を圖すが故に東京市にとつては好財源であり、加ふるに市稅の增徵は負擔力の點に於て市民の利害に甚大なる影響を與ふるものであるから、何れの點より見ても詳細なる研究を必要とするからである。

三

市稅の增徵は二つに分れる。一は市稅それ自身を增徵する事であり、他は徵稅事務の刷新により間接に市稅の增徵をはかるのである。

徵稅事務の刷新をはかる事によつて約二十五萬圓の增收が浮んで來る見込を立てゝゐる。即ち徵稅事務を市長の直轄に屬せしめ以て市稅の徵稅事務の能率を增進し其結果として納稅の成績を良好ならしめんとするのである。

市稅それ自身を增徵する事は、更に分れて、從來より存在してゐる舊稅の稅率を高める方法と新稅を起す方法との二つとなるのである。但し府縣營業稅附加稅に

ついては反つて減税を加ふる事となつてゐるから、市税の増徴に關連して此點をも考慮する必要がある。舊來の租税の税率を高める事は、附加税と特別税との兩方面に行はれてゐる。附加税に於ける増税としては（1）地租附加税、（2）營業收益税附加税、（3）所得税附加税、（4）家屋税附加税不均一賦課をあぐべく、特別税に於ける増税としては（5）特別税不動産取得税、（6）特別税特別消費税を其例とする事が出來る。新税としては（1）借地權税、（2）借地權取得税、（3）商品切手發行税の三税が擇ばれてゐるのである。此等の増税、減税、新税が如何なる税率を有し、又幾何の額を齎すかにつき、東京市財務當局の計算する所を表示すれば次の如くである。

増税

一　地租附加税

増　率　宅地租本税一圓ニ付四十六錢六厘ヲ七十五錢トス

其ノ他同九十三錢ヲ一圓五十九錢八厘トス

増徴額　六十萬圓

二　營業收益税附加税

増　率　本税一圓ニ付七十六錢ヲ八十六錢トス

増徴額　五十九萬九千圓

三　所得税附加税

増　率　本税一圓ニ付十四錢ヲ十七錢トス

増徴額　九十一萬圓

四　家屋税附加税不均一賦課

増　率　建物賃貸價格十萬圓ヲ超ユルモノニ對シ現在本税百分ノ三百九以外ニ更ニ超過累進ノ方法ニ依リ百分ノ百乃至百分ノ八百迄ヲ増課ス

増徴額　六十二萬圓

五　特別税不動産取得税

増　率　物件時價ノ百分ノ一ヲ百分ノ一・五トス

増徴額　六十九萬千圓

六　特別税特別消費税

課税標準ヲ花代ニ改ム

娼妓　百分ノ八トス

其ノ他　百分ノ十二トス

増徴額　五十五萬五千圓

以上増徴額合計三百九十七萬五千圓

減税

府税營業税附加税

國税營業收益税附加税トノ權衡上現在課率本税一圓

ニ付一圓五十錢ヲ一圓四十五錢ニ引下ク
減稅額　四萬六千圓

新稅

一　借地權稅
課稅標準　借地利用價格
稅　率　百分ノ三
稅　額　百八十一萬五千圓

二　借地權取得稅
課稅標準　借地權價格
稅　率　百分ノ一・五
稅　額　二十六萬圓

三　商品切手發行稅
課稅標準　商品切手發行高
稅　率　千分ノ五
免稅點　發行高一箇月千圓未滿
稅　額　十萬四千圓

以上新稅額合計二百十七萬九千圓

以上差引市稅增收合計六百十萬八千圓

要するに、增稅三百九十七萬五千圓、新稅二百十七萬九千圓、減稅四萬六千圓なるが故に、差引合計六百十萬八千圓が市稅增徵額となるのである。卽ち東京市財政の窮乏を約六百萬圓の經常收入の增收にて補はんとするのが市稅改正の眼目とする所である。

簡單ながら、東京市財政十年計畫を紹介すると、以上の如くである。思ふに東京市の財政計畫なるものは、大都市の財政特に帝都の財政なる事によつてそれ自身重大なるのみならず、復興復舊事業を通じて國家の財政とも密接なる關係を保つてゐる。故に東京市財政計畫を批判するに當つても各方面に及ぼす影響を考察せねばならぬ。勿論、本計畫に對しては立場の異るに從ひ贊否の意見が分れる譯である。現に最近に於て市來市長の辭職により此大計畫の實現性が稀薄になりつゝある事は否定し難き事實である。然し本計畫は市來市長及び今村財務局長の如き財政の專門家の手になる苦心の產物なるが故に、必ずや將來に於て東京市及び其他大都市の財政計畫を樹立する際に有力なる指針を與へる事となるのである。願はくは　財政の專門家によつて提出せられたる此問題を如何にかして早く解決したいものである。